

議案第62号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、給水管の破損に伴う漏水が建物に流入した事故に関し、下記のとおり損害賠償の額を定めることについて議決を求める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

記

- 1 損害賠償額 6,180,771円
- 2 相手方 さいたま市大宮区仲町1丁目66番地1
東京レジャービル株式会社
代表取締役 楊 文虎
- 3 事故の概要 平成28年12月2日市内大宮区仲町1丁目71番地において、隣接した公道に埋設されている給水管の破損に伴う漏水が相手方所有の建物の地下1階店舗に流入し、当該建物に損害が生じたもの。